

令和3年度 エネルギー・温暖化対策に関する支援制度（県・市町村）

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率 など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象					
1	神奈川県	中小規模事業者省エネルギーサポート事業	省エネ	事業用	事業者	省エネ診断	中小規模事業者	県内の中小規模事業者の省エネルギー対策への取組を支援するため、中小規模事業所及び中小テナントビルへの省エネ診断を実施する。	環境農政局 環境部 環境計画課 045-210-4083	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/index.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/index.html</a>
2	神奈川県	自家消費型太陽光発電等導入費補助	太陽光発電 風力発電 蓄電池	事業用	事業者	補助金	【対象者】 県内に事務所又は事業所を有する法人等（個人事業者の方は、青色申告していることが要件） 【対象経費】 太陽光発電設備及び風力発電設備の設計費、設備費、工事費 蓄電池を併せて設置する場合は、蓄電池の設計費、設備費、工事費	【補助額】 ○太陽光発電設備等 補助率1/3 ※太陽光発電設備の場合は、発電出力1kW当たり7万円を乗じた額（薄膜太陽電池の場合は、発電出力1kW当たり10万円を乗じた額）とのいずれか低い額 ○蓄電池 補助率1/3 （上限 住宅用蓄電池15万円、産業用蓄電池200万円）	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4140	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/imagenes/jikashouhi.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/imagenes/jikashouhi.html</a>
3	神奈川県	太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助	太陽光発電 蓄電池	住宅用	事業者	補助金	【対象者】 県内において太陽光発電設備の設置に係る初期費用が不要なサービスを提供している事業者 【対象経費】 太陽光発電設備の設計費、設備費、工事費 蓄電池を併せて設置する場合は、蓄電池の設計費、設備費、工事費	【補助額】 ○太陽光発電設備 ・補助率10/10 （後年度に補助金の全部又は一部の返還が要件） 又は ・補助率1/3 （発電出力5kW未満の場合のみ対象） ※発電出力1kW当たり5万円を乗じた額とのいずれか低い額 ○蓄電池 補助率1/3 （上限12万円）	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4115	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f360844/shokihyouzer.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f360844/shokihyouzer.html</a>
4	神奈川県	EV活用自家消費システム導入費補助	太陽光発電 電気自動車 PHV その他	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	【対象者】 県内に在在する若しくはこれから在在する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人 【対象経費】 充電設備（V2H設備）の導入に係る設備費	【補助額】 補助率1/3 （上限 個人20万円、法人50万円） ※EVを新規導入する場合は、補助額に10万円を加算 PHVを新規導入する場合は、補助額に5万円を加算	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4133	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/v2h.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/v2h.html</a>
5	神奈川県	分散型エネルギーシステム導入費補助	ガスコージェネレーション 燃料電池	事業用	事業者	補助金	【対象者】 法人 【対象経費】 停電対応型ガスコージェネレーションシステム等の分散型電源及び熱導管や電力自営線等の設計費、設備費、工事費	【補助額】 補助率1/3 （上限1,500万円）	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4076	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f417702/p944481.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f417702/p944481.html</a>
6	神奈川県	燃料電池自動車等導入費補助	燃料電池自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	【対象者】 ○燃料電池自動車 県内に在在する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人 ○燃料電池フォークリフト 県内に事務所又は事業所を有する法人 【対象経費】 ○燃料電池自動車 車両本体購入価格から基準額（経済産業省補助金等で定める基準額）を差し引いた額 ○燃料電池フォークリフト 環境省補助金の補助対象経費から一般的なエンジン式車両の導入経費を差し引いた額	【補助額】 ○燃料電池自動車 補助率1/3 （上限 外部給電機能あり:70万円、外部給電機能なし:69万円） ○燃料電池フォークリフト 補助率1/2 （上限500万円）	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4133	○燃料電池自動車 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f4259/p891634.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f4259/p891634.html</a> ○燃料電池フォークリフト <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f460114/fcfl.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f460114/fcfl.html</a>
7	神奈川県	水素ステーション整備費補助	水素ステーション	事業用	事業者	補助金	【対象者】 個人又は法人 【対象経費】 設備機器費、設計費、設備工事費、工事費負担金、経費・管理費等	【補助額】 補助対象経費に5分の4を乗じた額から経済産業省補助金交付額を差し引いた額。 （上限3,500万円 ※定置式水素ステーションが設置されていない市町村に新たに整備する場合は、上限4,200万円）	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4133	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f460114/p1035850.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f460114/p1035850.html</a>
8	神奈川県	水素供給設備導入事業費補助	水素供給設備	事業用	事業者	補助金	【対象者】 法人 【対象経費】 設備機器費、設計費、設備工事費、工事費負担金、経費・管理費等	【補助額】 補助率1/3 （上限2,000万円）	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4133	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f460114/suisokuyouyu.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f460114/suisokuyouyu.html</a>

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象					
9	神奈川県	エネルギー自立型住宅促進事業費補助	太陽光発電省エネ見える化その他	住宅用	個人	補助金	<p>【対象者】 ○ZEH、ZEH+、ZEHorientedの導入 住宅の建築主（新築）、購入者（建売）、所有者（既築）</p> <p>○省エネ改修 住宅の所有者（既築）</p> <p>【対象経費】 （共通）材料費、設備費、工事費</p>	<p>【補助額】 補助率1/3 上限 ZEH 15万円/戸(25万円/戸) ZEH+ 20万円/戸(25万円/戸) ZEH oriented 10万円/戸(15万円/戸) 省エネ改修 7.5万円/戸 ※括弧内は、中小工務店が施工する場合</p>	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4115	<p>○ZEH、ZEH+、ZEHorientedの導入 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/zeh.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/zeh.html</a></p> <p>○省エネ改修 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/shouenekaishu.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/shouenekaishu.html</a></p>
10	神奈川県	ZEB導入費補助	太陽光発電省エネ見える化その他	事業用	事業者	補助金	<p>【対象者】 建物の建築主（新築）又は所有者（既築）</p> <p>【対象経費】 設計費、設備費、工事費</p>	<p>【補助額】 補助率1/3 （上限2,500万円）</p>	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4140	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/zeb.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/zeb.html</a>
11	神奈川県	地域電力供給システム整備事業費補助	その他（エネルギーの地産地消）	事業用	事業者	補助金	<p>【対象者】 小売電気事業者又は小売電気事業者を含む複数事業者</p> <p>【対象経費】 電力の地産地消を進めるために必要な経費（電力需給制御システム、BEMS、HEMS、太陽光発電設備、現地調査費等）</p>	<p>【補助額】 補助率1/3 （上限800万円）</p>	産業労働局 産業部 エネルギー課 045-210-4115	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f533002/p941456.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f533002/p941456.html</a>
12	神奈川県	燃料電池自動車に係る自動車税の種別割の減免	燃料電池自動車	個人用事業用	個人事業者	税制	「神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金」の交付を受けて取得した燃料電池自動車	<p>「神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金」の交付を受けて取得した燃料電池自動車について、新規登録の日が属する年度（3月1日から31日までの間に新規登録を受けた場合は翌年度）以後5年度間の自動車税の種別割の減免</p>	総務局 財政部 税制企画課 045-210-2306	—
13	神奈川県	中小企業制度融資（政策連動資金）	太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電 バイオマス熱利用 バイオマス燃料製造 雪氷熱利用 地中熱利用 温度差エネルギー レーション ガスコージェネレーション 燃料電池 省エネ 電気自動車 PHEV 蓄電池 電気自動車充電器（急速・普通） 燃料電池自動車 水素ステーション	事業用	事業者	融資	<p>中小企業者又は協同組合等</p> <p>ア 再生可能エネルギー発電設備、又はそれと併せた省エネ設備等の導入に要する資金 イ 蓄電池 ウ 低公害車の購入、環境負荷低減のための設備等の導入に要する資金 エ 地球温暖化対策推進条例を踏まえたCO<sub>2</sub>の削減に資する対策のための省エネ設備等の導入に要する資金</p> <p>※ウの場合は、県大気水質課から、エの場合は、県環境計画課から、事前に認定を受ける必要があります。</p>	<p>&lt;資金使途&gt; 運転・設備</p> <p>&lt;融資限度額&gt; 8,000万円 （協同組合等は1億2,000万円） ただし、ア及びイは合わせて3,000万円</p> <p>&lt;融資利率&gt; 1.6%以内</p> <p>&lt;償還方法&gt; 割賦返済</p> <p>&lt;融資期間&gt; ア、イ：1年超20年以内（運転資金は1年超7年以内） ウ、エ：1年超10年以内（運転資金は1年超7年以内） ※据置1年以内を含む。</p>	産業労働局 中小企業部 金融課 045-210-5677	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/index.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/index.html</a>
14	各市町村	住宅の省エネ改修に伴う固定資産税（家屋分）の減額制度	省エネ	住宅用	個人	税制	<p>【対象住宅】 下記の条件を全て満たす住宅 ・平成20年1月1日以前から存在すること ・賃貸住宅でない家屋 ・省エネルギーフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が専ら居住用の家屋（併用住宅の場合） ・省エネルギーフォーム後の家屋の床面積（登記簿表示）が50平方メートル以上280平方メートル以下であること</p> <p>【対象工事】 下記の条件を全て満たす工事 ・熱損失防止改修工事を行っていること ・省エネルギーフォーム後の断熱改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること ・熱損失防止改修工事費用が50万円超（税込）であること ・令和4年3月31日までに工事を完了するものであること</p> <p>*熱損失防止改修工事は省エネルギーフォームの中で減税の対象となる工事を指します。</p>	<p>【減額される税額】 ・家屋の床面積120平方メートル相当分まで固定資産税額の3分の1</p> <p>※改修が完了した年の翌年度のみ減額 ※工事が完了後3ヶ月以内に減額措置の申告が必要（当該家屋が所在する市区町村の窓口へ）</p>	各市町村 固定資産税所管課 （電話：各市町村に問い合わせ）	<a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000026.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000026.html</a>
15	横浜市	固定式水素ステーション整備費補助事業	水素ステーション	事業用	事業者	補助金	固定式水素ステーション整備事業者	固定式水素ステーションの整備に対し35,000千円の補助	環境創造局 環境エネルギー課 045-671-4225	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/suiso.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/suiso.html</a>

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 (補助金額・限度額 償還方法・利率 など)	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象					
16	横浜市	横浜市住まいのエネルギー省エネ改修(省エネ改修)補助制度	太陽光発電、太陽熱利用、ガスコージェネレーション、燃料電池、省エネ、見える化、蓄電池、その他	住宅用	個人等	補助金	【対象者】 エコリノベーション等工事を行う住宅所有者及び賃貸住宅管理業を行う者 【対象機器】 (必須要件を満たしたうえで、併せて改修する場合に限る。) 潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式、併用給湯器、太陽熱給湯機、家庭用コージェネレーション設備、太陽光発電設備、蓄電システム、熱交換型換気システム、HEMS	補助対象となる建材・設備等ごとに設定した補助金額の合計額(上限金額) ・住宅全体の開口部、及び、浴室の断熱改修工事:120万円 ・日常生活空間の開口部、及び、浴室の断熱改修工事:100万円 ・賃貸住宅における開口部の断熱改修工事 うち、一住戸における住宅全体を改修範囲とするもの:80万円 うち、一住戸における日常生活空間を改修範囲とするもの:60万円 うち、一住戸における居室一室のみを改修範囲とするもの:40万円 ・自治会町内会館及び共同住宅の集会所等を改修範囲とするもの:40万円	建築局住宅政策課 045-671-2922	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/suimai-kurashi/jutaku/sien/s/hoene/event/
17	横浜市	自立分散型エネルギー設備設置費補助事業	燃料電池	住宅用 事業用	個人等	補助金	市内に対象機器を設置する個人や法人	・停電対応型等燃料電池システム 3万円(機器条件有り) ・業務用燃料電池システム 10万円/kW	環境創造局 環境エネルギー課 045-671-4225	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/energy/
18	横浜市	次世代自動車普及促進事業	燃料電池自動車	個人用 事業用	個人等	補助金	市内に使用の本拠の位置を置き、燃料電池自動車を導入する法人または個人等	燃料電池自動車 25万円	環境創造局 環境エネルギー課 045-671-4225	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/nenryo/
19	横浜市	技術相談事業(省エネ相談)	省エネ	事業用	事業者	相談	市内中小事業者	省エネルギーの専門家を市内中小企業に派遣し、生産設備、ビル設備等の省エネアドバイスを実施。 (1企業あたり年間3回まで無料、4回目以降は有料)	(公財)横浜企業経営支援財団経営支援部イノベーション支援担当 045-225-3733	—
20	横浜市	中小企業設備投資等助成制度	省エネ	事業用	事業者	補助金	【対象者】 市内に対象設備を設置する中小事業者 【対象機器】 生産性向上に資するCO2の排出量の削減が見込める設備等	【助成率】 ・10~30% 【補助限度額】 ・800万円	経済局 中小企業振興部 ものづくり支援課 045-671-3490	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/shotengai/sisetuseibi/kanryo.html
21	横浜市	商店街環境整備支援事業	省エネ	事業用	事業者	補助金	既設の街路灯、アーチ及びアーケード等について、水銀灯等の従来型ランプからLED等の省エネ型ランプへの交換を予定し、整備の前年度に市から整備計画認定を受けている商店会	【補助限度額】 (1)街路灯 ・1基あたり:3万円 ・1申請あたり:500万円 (2)アーチ及びアーケード等 ・1灯あたり:2万円 ・1申請あたり:500万円 (3)複数種類の施設を整備する場合 ・1申請あたり:1,000万円 【補助率】 50%	経済局 市民経済労働部 商業振興課 045-671-3488	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/shotengai/sisetuseibi/kanryo.html
22	横浜市	横浜市民間保育所等建設費等補助金(の一部)	太陽光発電見える化	事業用	事業者	補助金	・太陽光発電設備の公称最大出力は10kWを限度とする。 ・JETまたは同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。 ・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。 ・未使用品であること。 ・敷地外から見やすい場所にディスプレイ装置を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・接続方式は「余剰電力買取方式」であること。(全量買取制度を選択した場合は補助対象外)	補助基準額 1kW当たり100万円 ※上限1,000万円 補助率 3/4 補助予定件数 3件	こども青少年局 こども施設整備課 045-671-4146	—
23	横浜市	集合住宅向け電気自動車等用充電設備等の補助	電気自動車充電器、V2H機器	住宅用	個人 事業者	補助金	市内集合住宅向けEV充電設備設置者等	【補助対象経費】 普通充電設備等及び充電コンセント、V2H機器の設備購入費、設置工事費 【補助形態】 補助対象経費から国補助を除いた額の1/3を補助 ・普通充電設備、充電コンセントスタンド(1か所5基まで) 1基あたり:上限15万円 ・充電コンセント(1か所5基まで) 1基あたり:上限8万円 ・V2H機器 1基あたり:上限20万円	環境創造局 環境エネルギー課 045-671-4225	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hojo/
24	横浜市	小規模事業者設備投資助成事業	省エネ	事業用	事業者	補助金	業務改善や生産性向上のために、LED照明などの新たな設備等を導入する小規模事業者(個人事業主を含む)	【補助限度額】 10万円 【補助率】 50%	経済局 中小企業振興部 ものづくり支援課 045-671-3490 市民経済労働部 商業振興課 045-671-3488	—

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象					
25	川崎市	川崎市住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助事業（スマートハウス補助金）	太陽光発電 燃料電池 蓄電池 省エネ（LED以外） LED 見える化 その他（V2H）	住宅用	個人 事業者（共同住宅の場合） その他	補助金	【対象者】 ①居住している又は居住を予定している市内の個人住宅に対し別途定めるとおりシステム等を導入する個人 ②居住している又は居住を予定している市内の共同住宅の専有部分に対し別途定めるとおりシステム等を導入する個人 ③市内の共同住宅の共用部分に対し別途定めるとおりシステム等を導入する共同住宅の所有者 ④市内の共同住宅の共用部分に対し別途定めるとおりシステム等を導入する共同住宅の管理組合 【対象者】 ①エネルギー管理装置：1万円 ②太陽光発電システム：1kWあたり2万円（上限10万円） ③家庭用燃料電池システム：3万円 ④設置用リチウムイオン蓄電池：1万円/kWh（上限10万円） ⑤V2H：5万円（EV・PHVを同時に新規導入した場合、駆動用バッテリーの総電力量（kWh）あたり1万円を加算する（ただし加算する限度額は③と合わせて上限10万円）） ⑥ZEH：10万円 ⑦ZEH+：13万円 ⑧ZEH Oriented：10万円 ⑨LCCM住宅：13万円 ⑩パワーコンディショナ メンテナンス：5万円 ⑪CASBEE戸建の環境効率の評価結果が「A」以上：5万円 ⑫開口部断熱：5万円又は経費の1/10のどちらか低い額 ⑬高効率照明：10万円又は経費の1/10のどちらか低い額 【条件】 補助の条件、各システム等の仕様等については下記HP参照。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000032302.html">http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000032302.html</a>	地球環境推進室 044-200-2514	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/300/page/000032302.html">http://www.city.kawasaki.jp/300/page/000032302.html</a>	
26	川崎市	川崎市市内事業者エコ化支援事業	太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 水力発電 地中熱利用 バイオマス発電 バイオマス熱利用 燃料電池 省エネ（LED以外） LED 蓄電池 見える化	事業用	事業者	補助金	【対象者】 「市地球温暖化対策推進条例に定める中小規模事業者」かつ以下のいずれかであることが必要。 (1)中小企業基本法に定める中小企業者（下記①～⑤対象） (2)学校法人、医療法人又は社会福祉法人（下記①、③及び⑤対象） 【対象事業】 ①再生可能エネルギー源利用設備の導入（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、水力発電、地中熱利用、バイオマス発電） ②省エネルギー型設備の導入（空調、照明、燃焼設備、業務用燃料電池） ③蓄電池・V2Hの導入（①と連携する等条件あり） ④複層ガラス・遮光フィルムその他空調負荷低減を目的とした建築物外皮の導入 ⑤EMS装置の導入 （④～⑤は単独での導入は対象外） ・対象設備の購入及び設置工事に関する費用（既設設備の処分費等は補助対象外）の1/4（左記①、③及び⑤対象）、1/5（左記②、④及び⑤対象） ・上限200万円（左記①、③及び⑤対象）、150万円（左記②、④及び⑤対象） （「低CO <sub>2</sub> 川崎ブランド」認定製品を導入する場合は1/4、上限200万円）	地球環境推進室 044-200-3873	<a href="https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000116071.html">https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000116071.html</a>	
27	川崎市	中小規模事業者向け省エネルギー診断事業	省エネ（LED以外） LED 見える化	事業用	事業者	省エネ診断	市地球温暖化対策推進条例に定める中小規模事業者 市内の事業所に専門家が伺い、省エネに関する提案や技術的な助言を実施	地球環境推進室 044-200-3836	<a href="https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/216-1-2-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/216-1-2-0-0-0-0-0-0.html</a>	
28	相模原市	住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励事業	太陽光発電 蓄電池 V2H 省エネ（LED以外） LED 見える化	住宅用	個人	補助金	【対象者】 ・自ら居住する市内の住宅に対象設備を設置した人 ・自ら居住するために対象設備が設置された市内の建売住宅を購入した人 【補助メニュー】 ①太陽光発電システム及び家庭用リチウムイオン蓄電池※ ②太陽光発電システム及びV2H※ ③ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） ※①及び②については、太陽光発電システムと家庭用リチウムイオン蓄電池又はV2Hとの連携が条件 太陽光発電システム及び家庭用リチウムイオン蓄電池：5万円 太陽光発電システム及びV2H：5万円 ZEH：1.5万円 ※申請件数が予定件数を超過した場合は抽選	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/ku-rashi/kankyohojo/1008083.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/ku-rashi/kankyohojo/1008083.html</a>	
29	相模原市	相模原市中小企業融資制度「地球温暖化防止支援資金」	太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電 バイオマス熱利用 バイオマス燃料製造 雪氷熱利用 地中熱利用 温度差エネルギー ガスコージェネレーション 燃料電池 省エネ（LED以外） LED 見える化 電気自動車 PHV 蓄電池 電気自動車充電器（急速・普通） 燃料電池自動車 水素ステーション その他	事業用	事業者 その他	利子補給	【利用資格】 省エネルギー設備等、新エネルギー設備等を導入する中小企業者、NPO法人及び協同組合ほか 【対象機器】 省エネルギー設備、新エネルギー設備、その他地球温暖化防止に有効な設備（詳細は要問合せ） ・限度額 3,000万円 ・融資利率 2.1%以内 ・補給利率 1.6% ・利用者負担利率 0.5%以内	環境経済局 経済部 産業支援課 042-769-8237	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/ushi/chusho_kigyo/index.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/ushi/chusho_kigyo/index.html</a>	

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率 など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象					
30	相模原市	次世代クリーンエネルギー自動車等購入奨励事業	燃料電池自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	燃料電池自動車を購入して所有する次のいずれかに該当する人 ①市内に1年以上在住する個人又は市内に1年以上事務所がある法人又は個人事業者 ② ①に対して対象自動車のリースを行う事業者	【燃料電池自動車】 1台あたり30万円 ※申請件数が予定件数を超過した場合は抽選	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008087.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008087.html</a>
31	相模原市	水素供給設備整備補助金	水素ステーション	事業用	事業者	補助金	市内に定置式の水素供給設備を導入する事業者	補助上限 1,750万円 ※募集期間内に申請が複数あった場合は各々の補助額を上限として、予算額を当該補助額に応じて按分	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1014159.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1014159.html</a>
32	相模原市	中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金	太陽光発電 太陽熱利用 ガスコージェネレーション 蓄電池 省エネ (LED以外) LED 見える化	事業用	事業者	補助金	条例で定める地球温暖化対策計画書を市に提出し、その計画に基づき設備導入に取り組む中小規模事業者が行う、省エネ・再エネ設備の導入・更新 (対象経費は総額30万円以上)	補助率1/3 (上限75万円) ※先着順	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008084.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008084.html</a>
33	相模原市	省エネアドバイザー派遣事業	省エネ (LED以外) LED	事業用	事業者	専門家派遣	省エネルギー対策を推進しようとする市内に事業所を有する事業者	中小企業診断士・エネルギー管理士等の派遣 ※先着順	環境経済局 環境共生部 環境政策課 042-769-8240	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/1015725/1008078.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/1015725/1008078.html</a>
34	横須賀市	よこすかエコポイント	太陽光発電 燃料電池 見える化 蓄電池 その他 (電動バイク、高効率給湯器)	住宅用 個人用	個人	ポイント等	横須賀市地球温暖化対策地域協議会実施事業 ①太陽光発電システム②家庭用燃料電池システム (エネファーム) ③家庭用エネルギー管理システム (HEMS) ④電動バイク⑤定置用リチウムイオン蓄電システム⑥電気ヒートポンプ給湯機 (エコキューブ等) ⑦潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ等) ⑧潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール等) ⑨ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) を設置・購入した個人	1件につき5,000円分又は8,000円分のポイント等	横須賀市地球温暖化対策地域協議会 (環境政策部 環境企画課内) 046-822-8524	<a href="https://ecoyoko.com/">https://ecoyoko.com/</a>
35	横須賀市	家庭用電気自動車等導入者奨励金	電気自動車 電気自動車充電器	個人用 住宅用	個人	奨励金	市内に生産拠点のある事業者において生産・出荷された電気自動車又は電気自動車用の充電設備を新たに導入した個人	1件につき5万円	環境政策部 環境企画課 046-822-9661	<a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/kankyosolar/evhojo.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/kankyosolar/evhojo.html</a>
36	横須賀市	電気自動車導入費補助金	電気自動車	事業用	事業者	補助金	市内の事業所において生産・出荷された電気自動車を市内に保管する市内事業者	1台20万円 ※可搬型充電器を同時に導入する場合は30万円	経済部 企業誘致・工業振興課 046-822-8288	<a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4421/evhojokin.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4421/evhojokin.html</a>
37	横須賀市	電気自動車用充電器等設置費補助金	電気自動車充電器	事業用、その他	事業者、その他	補助金	一般利用が可能な充電器等を市内に設置する事業者等、共同住宅 (分譲マンション、賃貸マンション・アパート等) の敷地内に充電器等を設置する事業者・マンション管理組合等、通勤車両等に充電器等を設置する事業者等	補助率 4/5 上限額 ◆共同住宅に設置する場合 1敷地150万円 (原則3基以上設置) ※災害時に活用可能な充電器を設置する場合は200万円 ◆マンション管理組合が充電器の設置を検討する際の図面などの資料作成 15万円 ◆事業所等で通勤車両等に設置する場合 1敷地150万円 (原則5基以上設置) ※災害時に活用可能な充電器を設置する場合は200万円 ◆その他事業所等 1基50万円	経済部 企業誘致・工業振興課 046-822-8288	<a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4421/evhojo.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4421/evhojo.html</a>
38	平塚市	勤労者生活資金貸付制度	太陽光発電	住宅用	個人	融資	市内に居住又は市内の同一事業所に1年以上勤務する個人で、本人の居住用住宅に太陽光発電設備を設置する者	貸付 300万円以内 償還 10年以内 利率 年1.00% (別途保証率年0.7%~1.2%が上乗せされます。) ※利率は金融機関との協議により変更となる可能性があります。	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758 (直通)	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kigyoo/page-c_01581.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kigyoo/page-c_01581.html</a>
39	平塚市	平塚市中小企業設備投資促進助成金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	製造業を市内で1年以上営む中小企業者で、次の要件を満たす太陽光発電設備を導入したもの ・購入額の2分の1以上を市内企業に発注すること ・発電能力が5kw以上であること	発電能力1kw当たり10万円と購入額の2分の1の額どちらか低額な方を助成 上限100万円	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758 (直通)	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kigyoo/page-c_01592.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kigyoo/page-c_01592.html</a>

事業 NO	団体 名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率 など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等 の種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
40	平塚 市	平塚市企業立地促進補助金（環境設備助成）	太陽光発電 風力発電 蓄電池	事業用	事業者	補助金	市内への新規立地や既存工場の増築等に あわせて、環境設備*を導入した企業 で、次に該当するもの ・対象業種：製造業（付随する研究所含 む）、情報通信業、自然科学研究所 ・対象区域：工業地域、工業専用地域、 準工業地域（敷地9000平米以上）、五 領ヶ台研究研修パーク、ツインシティ大 神地区、市街化調整区域（開発許可済み であること） ・支援要件：新規立地等における土地・ 建物・償却資産への投資金額が、大企業 3億円以上、中小企業5千万円以上 *環境設備 ・太陽光発電設備（発電能力10kw以上） ・風力発電 ・蓄電池（再生可能エネルギーで発電し た電力を貯め、敷地内施設で利用するも の）	発電能力1kW当たり10万円（太陽光発 電）上限300万円 発電能力1kW当たり5万円（風力発 電）上限100万円 蓄電設備：当該設備の導入にかかった 費用に0.25を乗じて得た額。上限 100万円	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758（直 通）	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kigyoo/page-c_01591.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kigyoo/page-c_01591.html</a>
41	平塚 市	平塚市環境共生モデル住宅導入補助金	省エネ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	住宅用	個人	補助金	市が認定した環境共生モデル住宅地区内に、国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの補助金を受ける住宅を導入する方	10万円/件 補助予定件数 3件	環境部 環境政策課 0463-21-9762（直 通）	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page67_00041.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page67_00041.html</a>

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率 など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象					
42	鎌倉市	鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金	見える化 太陽光発電 蓄電池 燃料電池 電気自動車 その他	住宅用 個人用 事業用	個人 事業者	補助金	<p>HEMS 上限1万円 太陽光発電 上限3万円 (1万円/kW) 家庭用燃料電池 上限4万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限4万円 電気自動車充電器 上限2万円</p> <p>※市が定める条件に該当する場合は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算として、補助額に5万円を加算</p> <p>電気自動車の購入に対し2万円を補助</p>	環境部 環境政策課 0467-61-3421	<a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/saiseihojo.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/saiseihojo.html</a>	
43	鎌倉市	鎌倉市環境共生施設整備費補助金	①省エネ ②太陽光発電	事業用	事業者	補助金	<p>【対象者】 市内において、製造業、情報通信業または自然科学研究所を一年以上継続して営んでいる企業等。</p> <p>【対象施設】 ①省エネルギーなど、地球環境への負荷の軽減を図るための施設及びこれに付随する設備。 ②太陽電池モジュールを利用し、太陽エネルギーを電気に変換する設備で、その発電能力が1kW以上のもの。</p> <p>※①、②ともに、補助対象経費が20万円未満の施設を設置する事業及び同年度内に市が実施する他の補助事業の補助を受けた事業は対象外。</p>	市民生活部 商工課 0467-23-3000 (内線2355)	<a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/kankyou.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/kankyou.html</a>	
44	藤沢市	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	<p>①1kW当たり1.5万円 (上限5万円) ②燃料電池システム (エネファーム) を同時設置する場合は5万円を加算 ③燃料電池システム (エネファーム) と定置用リチウムイオン蓄電池を同時設置する場合は10万円を加算 補助予定件数①150件 ②①のうち20件 ③①のうち50件</p> <p>自ら居住する住宅等に太陽光発電システムを設置する個人</p>	環境総務課	<a href="https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/taiyoko2.html">https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/taiyoko2.html</a>	
45	藤沢市	家庭用燃料電池システム設置費補助事業	燃料電池	住宅用	個人	補助金	<p>1件5万円 補助予定件数 200件</p> <p>自ら居住する住宅等に燃料電池システム (エネファーム) を設置する個人</p>	環境総務課	<a href="https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/denchi3.html">https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/denchi3.html</a>	
46	藤沢市	定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助事業	蓄電池	住宅用	個人	補助金	<p>1件5万円 補助予定件数 100件</p> <p>自ら居住する住宅等に定置用リチウムイオン蓄電池を設置する個人</p>	環境総務課	<a href="https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/lithium3.html">https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/lithium3.html</a>	
47	藤沢市	雨水貯留槽購入費補助事業	その他	住宅用	個人	補助金	<p>購入金額の2分の1 (上限1.5万円) 補助予定件数30件</p> <p>自ら居住する住宅等に雨水貯留槽を設置する個人</p>	環境総務課	<a href="https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/usui2.html">https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/usui2.html</a>	
48	藤沢市	電気自動車導入補助事業	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	<p>電気自動車を導入する市内に1年以上在住する市民又は市内に1年以上事業所等を有する事業者</p> <p>①1件10万円 ②太陽光発電システムを同時導入 (既設置も可) する場合10万円を加算 ①補助予定件数40件 ②①のうち5件</p>	環境総務課	<a href="https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/jidousya2.html">https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/jidousya2.html</a>	
49	藤沢市	燃料電池自動車導入補助事業	燃料電池自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	<p>1件35万円 補助予定件数2件</p> <p>燃料電池自動車を導入する市内に1年以上在住する市民又は市内に1年以上事業所等を有する事業者</p>	環境総務課	<a href="https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/fcv2.html">https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/fcv2.html</a>	
50	小田原市	小田原市再生可能エネルギー事業奨励金	太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電 バイオマス熱利用 雪氷熱利用 地中熱利用 温度差エネルギー	事業用	事業者	補助金	<p>小田原市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営む事業者であり、かつ、本市の償却資産課税台帳に当該再生可能エネルギー事業の認定発電設備・自家消費型再生可能エネルギー発電設備・再生可能エネルギー熱利用設備の所有者として登録されている者</p> <p>当該設備に対して課された固定資産税相当額。</p>	環境部 エネルギー政策推進課 0465-33-1424	<a href="https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/bounty/">https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/bounty/</a>	
51	小田原市	小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金	太陽光発電 見える化	住宅用	個人	補助金	<p>10万円/件 蓄電池併設の場合 +2万円/件</p> <p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを購入等する個人</p>	環境部 エネルギー政策推進課 0465-33-1424	<a href="https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/subsidy/">https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/subsidy/</a>	
52	小田原市	小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金	太陽熱利用 バイオマス熱利用	住宅用	個人	補助金	<p>【太陽熱利用設備】 自然循環型3万円/件 強制循環型3万円/件 【木質バイオマスストーブ】 3万円/件</p> <p>自ら居住する市内の住宅に熱利用システムを設置する個人</p>	環境部 エネルギー政策推進課 0465-33-1424	<a href="https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/subsidy/">https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/subsidy/</a>	

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 (補助金額・限度額 償還方法・利率 など)	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象					
53	小田原市	小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金	燃料電池 蓄電池	住宅用	個人	補助金	自ら居住する市内の住宅に家庭用燃料電池システムか蓄電池を設置する個人 蓄電池 5万円/件 EVを蓄電池として活用する場合 5万円/件 家庭用燃料電池システム 3万円/件	環境部 エネルギー政策推進課 0465-33-1424	<a href="https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/subsidy/">https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/subsidy/</a>	
54	茅ヶ崎市	再生可能エネルギー発電設備による固定資産税の減額	太陽光発電 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電	事業者	事業者	税制	平成30年4月1日～令和2年3月31日までに取得したもの 地方税法附則第15条33項に基づく 太陽光発電・風力発電 太陽光発電設備・風力発電設備の課税標準額を3分の1減額 水力・地熱・バイオマス 水力・地熱・バイオマス発電設備の課税標準額を2分の1減額	財務部 資産税課 0467-82-1111	<a href="https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1019194.html">https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1019194.html</a>	
55	茅ヶ崎市	太陽光発電設備普及啓発事業費補助金	太陽光発電	事業者	事業者 その他	補助金	茅ヶ崎市内で事業活動を行う団体やその他公益の増進に取り組む団体 【補助額】 補助率1/2(限度額200万円) ※多数の者が利用する施設(市が設置し、又は運営する施設及び住宅を除く。)に太陽光発電設備を設置し、これを用いてする見学会、講演会、学習会その他これに類する活動の実施に対して補助するものである。	環境部 環境政策課 0467-82-1111	<a href="https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kanryo/1003449/1034772.html">https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kanryo/1003449/1034772.html</a>	
56	三浦市	三浦市住宅リフォーム助成事業	省エネ	住宅用	個人	補助金	市内において自ら居住する住宅の、市内の施工業者による住宅本体に係る機能維持・向上のための修繕、模様替え、増築等の工事 20万円以上の対象工事に7万円の補助金を支給 予定件数40件	総務部 財産管理課 046-882-1111	—	
57	秦野市	再生可能エネルギー発電設備による固定資産税の減額	①太陽光発電 ②風力発電 ③水力発電 ④地熱発電 ⑤バイオマス発電	事業者	事業者	税制	令和2年4月1日～令和4年3月31日までに取得したもの 地方税法附則第15条33項に基づく課税標準額の減額 ①太陽光発電設備 1,000kW以上……4分の1 1,000kW未満……3分の1 ②風力発電設備 20kW以上……3分の1 20kW未満……4分の1 ③水力発電設備 5,000kW以上……4分の3 5,000kW未満……2分の1 ④地熱発電設備 1,000kW以上……2分の1 1,000kW未満……3分の1 ⑤バイオマス 1万kW以上2万kW未満……3分の1 1万kW未満……2分の1	総務部 資産税課 0463-82-5111	<a href="http://www.reiki.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm">http://www.reiki.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm</a>	
58	厚木市	厚木市スマートハウス導入奨励金	①太陽光発電 ②蓄電池 ③見える化 ④燃料電池 ⑤太陽光発電見える化蓄電池	住宅用	個人	補助金	①太陽光発電を設置した場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方 ②蓄電池等を設置した場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方 ③HEMSを設置した場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方 ④家庭用燃料電池を設置した場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方 ⑤太陽光発電システム、HEMS、蓄電池を同時に設置し、その場所に住所登録を有した個人で、自ら利用し、市税の滞納がない方 ⑥①において、6kW以上設置された方 ①1kW当たり1万円 上限3万円 補助予定件数120件 ②1台につき、5万円 補助予定件数70件 ③1台につき、1万円 補助予定件数40件 ④1台につき、5万円 補助予定件数10件 ⑤1件につき、5万円 補助予定件数20件 ⑥1件につき、2万円 補助予定件数20件	環境農政部 環境政策課 (環境政策係) 046-225-2749	—	
59	厚木市	再生可能エネルギー推進事業費補助金	太陽光発電	事業用	個人 事業者	補助金	ソーラーシェアリングを設置した個人又は団体等 1kW当たり1万円 上限20万円 補助予定件数1件	環境農政部 環境政策課 (環境政策係) 046-225-2749	—	
60	厚木市	厚木市中小企業設備投資促進事業補助金	①省エネ(LED以外) ②LED ③電気自動車充電器(急速・普通)	事業用	事業者	補助金	【対象】製造業等を営む市内中小企業者等の事業所内の照明(LED)、空調機器及び次世代自動車の充電インフラで、環境の保全が見込まれるもの(市等において実施する省エネルギーに関する診断を受診した中小企業者等が、その診断結果の改善を図るために更新するものに限る。) (1)総額が100万円(消費税を含む)以上のもの (2)市内の自社工場内(賃貸も含む)に設置したもの 【条件】中小企業者等であって、次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては市内に1年以上住所を有すること。 (2)市税を完納していること。 (3)次世代自動車の充電インフラ整備に供するものについては、自社製品を設置するものでないこと。 【補助金額】 (1)小規模企業者の場合は補助対象経費の7%以内 (2)中小企業者の場合は補助対象経費の5%以内 ※ただし、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額等を控除した残りの額が補助対象経費。 ※いずれも千円未満切捨て、補助限度額200万円	産業振興部 産業振興課 産業振興・企業誘致係 046-225-2832	—	



事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等の種類	(2)用途	(3)支援対象					
61	大和市	大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金	①太陽光発電蓄電池 ②燃料電池	住宅用	個人	補助金	①当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(着工前に申請することが必須。)リチウムイオン蓄電池は、太陽光発電システムと併せて設置する場合に補助。 ②当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(着工前に申請することが必須。)	①太陽光発電システム 出力1kw当たり1.0万円、 上限4.0万円 リチウムイオン蓄電池 補助金額3万円(上限) ②補助金額 4万円(上限)	環境施設農政部 環境総務課 046-260-5493	<a href="http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/solarsystem.html">http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/solarsystem.html</a>
62	大和市	大和市中企業融資制度中小企業事業資金「省エネルギー対策設備導入資金」	①太陽光発電省エネ ②太陽光発電	事業用	事業者	①融資 ②融資制度・金融機関への預託及び利子補給・利用者への信用保証料補助	①太陽光発電設備等の省エネルギー設備を導入しようとする者 ※市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業等 ②市の融資制度または神奈川県制度融資の一部を利用した、市内に事業所を有し、所定の要件を満たす方	①・限度額 3,000万円 ・融資期間 10年以内 ・利率 年1.8%以内 ②・利子補給率 1/1~12/31までの期間に支払った約定利子の合計額に対し30%以内(限度額30万円) ・利子補給交付期間 初回利払月から36ヶ月 ・信用保証料補助率 払込済保証料に対し50%以内(限度額10万円)	市民経済部 産業活性化課 046-260-5135	<a href="http://www.city.yamato.lg.jp/web/sangyo/yushi-gaiyo.html">http://www.city.yamato.lg.jp/web/sangyo/yushi-gaiyo.html</a>
63	大和市	償却資産の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス	事業用	事業者	税制	事業者が平成30年4月1日から令和4年3月31日までに、所定の要件を満たして設置する償却資産の再生可能エネルギー発電設備	償却資産の再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)に係る課税標準に乘じる割合をわがまち特例として市税条例に規定	総務部 資産課税課 046-260-5237	<a href="http://www.city.yamato.lg.jp/web/shisan/shisan01212056.html">http://www.city.yamato.lg.jp/web/shisan/shisan01212056.html</a>
64	伊勢原市	環境対策資金融資制度	太陽光発電電気自動車PHV	事業用	事業者	融資	・市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置又は改善を行う者 ・市内の事業所に、電気自動車等低公害車(電気自動車・天然ガス車・メタノール車・ハイブリッド車等)を導入(購入・リース)する者 ・市内の事業所に、太陽光発電設備を導入する者	・融資限度額 2,000万円 ・融資利率 1.8%以内 1.5%以内(信用保証付き) ・返済方法 原則、割賦返済 ・据置期間 6か月以内	経済環境部 商工観光課 0463-94-4732	<a href="https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014041700049/">https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014041700049/</a>
65	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	①太陽光発電 ②燃料電池 ③電気自動車 ④蓄電池 ⑤燃料電池自動車 ⑥見える化(HEMS) ⑦太陽光発電、見える化(HEMS)、蓄電池または燃料電池	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	・現に市内に住所を有し、居住している者であって、自己が居住している建物等に設置する者 ・市内に事業所を有する法人又は個人であって、当該事業所に設置する者 ・市内に自己が居住するために建設する住居用の建物等に設置する者(システム設置済み住宅の購入を含む) ⑦※太陽光発電、見える化(HEMS)、蓄電池または燃料電池の3設備を同時に設置・申請すると、スマートハウス加算の対象となる。	①1kw当たり2万円 上限20万円 ②1施設6万円 ③1台15万円 ④1施設7万円 ⑤1台40万円 ⑥1施設1万円 ⑦2万円	経済環境部 環境政策課 046-235-4912	<a href="https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kuurashi/hozen/1009701.html">https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kuurashi/hozen/1009701.html</a>
66	海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	①その他(雨水活用施設) ②太陽光発電 ③風力発電 ④LED ⑤その他(屋上緑化) ⑥その他(壁面緑化) ⑦その他(生ごみ処理機;CO2の排出抑制)	事業用	事業者	補助金	市内で1年以上継続して同一業種にて操業している中小企業者又は中小企業者で構成されている団体 ①※有効貯水量10立方メートル以上のもの。 ②※発電能力が10キロワット以上のもの。 ④※設置にかかる事業費の総額が50万円以上のもの。 ⑤※延べ3平方メートル以上のもの。 ⑥※延べ3平方メートル以上のもの。 ⑦※設置にかかる事業費の総額が50万円以上のもの。	①一施設につき50万円 ②一施設につき40万円 ③1キロワットにつき3万円(上限50万円) ④一施設につき20万円 ⑤次のいずれか低い方の額(上限100万円) ・1平方メートルあたり2万円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額 ⑥次のいずれか低い方の額(上限100万円) ・1平方メートルあたり5千円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額 ⑦設置に要する費用の(購入及び施工費用)の4分の3(上限100万円)	経済環境部 商工課 046-235-4843	<a href="https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/s-hoko/chusho/1003742.html">https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/s-hoko/chusho/1003742.html</a>

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
67	海老名市	海老名市企業立地促進事業	①その他 (雨水活用施設) ②太陽光発電 ③風力発電 ④その他 (屋上緑化) ⑤その他 (壁面緑化)	事業用	事業者	補助金	新たに立地・事業拡大する企業で、本事業の認定を受けたもの。 ①※有効貯水量10立方メートル以上のもの。 ②※発電能力が10キロワット以上のもの。 ④※延べ3平方メートル以上のもの。 ⑤※延べ3平方メートル以上のもの。	①1立方メートルにつき5万円 限度額:100万円 ②1キロワットにつき10万円 限度額:300万円 ③1キロワットにつき3万円 限度額:100万円 ④次のいずれか低い方の額 (上限300万円) ・1平方メートルあたり2万円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額 ⑤次のいずれか低い方の額 (上限300万円) ・1平方メートルあたり5千円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額	経済環境部 商工課 046-235-4843	—
68	海老名市	海老名市三世同居支援リフォーム助成金	省エネ	住宅用	個人	補助金	市内で三世同居している、もしくは同居しようとする親又は子で住宅の所有者。 (対象: 市内業者が施工する工事。着工前申請)	工事費の2分の1 (千円未満切捨)、 上限20万円	まちづくり部 住宅まちづくり課 046-235-9604	<a href="https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/samai/jutaku/1003429.html">https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/samai/jutaku/1003429.html</a>
69	海老名市	海老名市空き家活用促進リフォーム助成金	省エネ	住宅用	個人	補助金	市内にある空き家を活用しようとする所有者等。 (対象: 市内業者が施工する工事。着工前申請)	工事費の2分の1 (千円未満切捨)、 上限50万円	まちづくり部 住宅まちづくり課 046-235-9604	<a href="https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/samai/jutaku/1003428.html">https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/samai/jutaku/1003428.html</a>
70	海老名市	魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金	省エネ	住宅用	個人	補助金	1年以上住民登録のある住宅所有者。 (対象: 市内業者・海老名商工会議所会員が施工する工事。着工前申請)	工事費の2分の1 (千円未満切捨)、 上限10万円	まちづくり部 住宅まちづくり課 046-235-9604	<a href="https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/samai/jutaku/1008408.html">https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/samai/jutaku/1008408.html</a>
71	海老名市	軽自動車税のグリーン化特例	電気自動車、PHV、燃料電池自動車、その他	個人事業用	個人事業者	税制	・納税義務者 ・適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車 (3輪以上の軽自動車) を取得する場合に限り、翌年度分軽自動車税について特例措置が適用 ①・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両又は平成30年排出ガス規制に適合する車両) ②平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車 乗用: 令和2年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの 貨物用: 平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの ③平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車 乗用: 令和2年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの 貨物用: 平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの	①概ね75%軽減 ②概ね50%軽減 ③概ね25%軽減	財務部 市民税課 046-235-8593	<a href="https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/zeikin/keijidosha/1002895.html">https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/zeikin/keijidosha/1002895.html</a>
72	座間市	スマートハウス関連設備設置補助金	太陽光発電 燃料電池 蓄電池 見える化	住宅用	個人	補助金	自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システム、エネファーム、リチウムイオン蓄電池、又はHEMSを設置する個人。	住宅用太陽光発電システム: 1kW当たり1.2万円、上限4万円 エネファーム: 4万円 リチウムイオン蓄電池: 4万円 HEMS (ヘムス): 0.8万円	環境経済部環境政策課 046-252-7675	<a href="https://www.city.zama.kanagawa.jp">https://www.city.zama.kanagawa.jp</a>
73	座間市	座間市住宅リフォーム補助金	その他	住宅用	個人	補助金	・市内在住、自ら所有・居住する住宅で、市税を滞納していない個人。 ・住宅機能の維持及び向上のための補修及び設備改善工事等。 「スマートハウス関連設備工事、他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事」も対象。(重複しての利用は不可) ・補助金の交付を受けようとする年度及び前年度において、補助金の交付を受けた方は対象外。	一律5万円 (工事費が税抜き10万円以上)	都市部建築住宅課 046-252-7396	<a href="https://www.city.zama.kanagawa.jp">https://www.city.zama.kanagawa.jp</a>
74	座間市	座間市中小企業産業振興支援事業補助金 (店舗リニューアル及び経営力向上に係る事業)	太陽光発電 省エネ	事業用	事業者	補助金	市内で小売、飲食サービスまたは生活関連サービス業を営む中小企業者が、固定費の削減等による経営改善に取り組む事業に対し補助金を交付。	経費の2分の1 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条に規定する機器を導入する者の取得費は3分の2) の額とし、上限50万円	環境経済部商工観光課 046-252-7604	<a href="https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1491287494454/index.html">https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1491287494454/index.html</a>
75	綾瀬市	綾瀬市住宅用太陽光発電設備設置補助金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、太陽光発電システムを設置する者	1kW当たり1万円 上限3万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5619	<a href="http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu000024500/hpg000024500.htm">http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu000024500/hpg000024500.htm</a>

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
76	綾瀬市	綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金	①燃料電池 ②蓄電池 ③電気自動車充電器 ④見える化	住宅用	個人	補助金	①市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、エネファームを設置する者 ②市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、リチウムイオン蓄電池を設置する者 ③市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、E.V充電器を設置する者 ④市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、HEMSを設置する者	①、②、③上限5万円 ④上限1万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5619	<a href="http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu00024500/hpg000024500.htm">http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu00024500/hpg000024500.htm</a>
77	綾瀬市	綾瀬市共同住宅用太陽光発電設備設置補助金	太陽光発電	住宅用	個人 事業者 その他	補助金	市内の共同住宅に補助対象設備を設置し、補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅で使用する管理組合、個人、団体又は法人。	1kW当たり1万円 上限10万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5619	<a href="http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu00024500/hpg000024500.htm">http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu00024500/hpg000024500.htm</a>
78	綾瀬市	綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金	太陽光発電	事業用	個人 事業者 その他	補助金	市内の事業所で補助対象設備を設置する個人、団体又は法人（自己所有、賃貸含む）	1kW当たり1万円 上限30万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5619	<a href="http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu00024500/hpg000024500.htm">http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu00024500/hpg000024500.htm</a>
79	綾瀬市	綾瀬市電気自動車購入補助金	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	リチウムイオン電池で駆動する電気自動車を購入する市内在住の個人又は事業者。	1台につき3万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5619	<a href="http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu00024500/hpg000024500.htm">http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu00024500/hpg000024500.htm</a>
80	葉山町	葉山町再生可能エネルギーシステム等設置補助金	①太陽光発電 ②燃料電池（家庭用燃料電池システム（エネファーム）） ③蓄電池（定置用リチウムイオン蓄電システム）	住宅用	個人	補助金	町内に住所を有する者（町内に住居を新築又は建て替えのため町外に居住している者を含む。）	①1kW当たり1.5万円 上限5万円 補助予定件数約10件 ②5万円 補助予定件数約10件 ③5万円 補助予定件数約10件	環境部 環境課 046-876-1111 内線452	<a href="https://www.town.hayama.lg.jp/kurashi/sumai/4/4/3788.html">https://www.town.hayama.lg.jp/kurashi/sumai/4/4/3788.html</a>
81	葉山町	葉山町電気自動車等購入費補助金	電気自動車	住宅用	個人	補助金	新規登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所を有する者	5万円	環境部 環境課 046-876-1111 内線452	<a href="https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/sumai/4/4/10606.html">https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/sumai/4/4/10606.html</a>
82	葉山町	葉山町住宅リフォーム資金補助金	その他	住宅用	個人	補助金	リフォームを行う住宅の所有者又は居住者	5万円	都市経済部 産業振興課 046-876-1111 内線372	<a href="https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/sangyou/shoko/1746.html">https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/sangyou/shoko/1746.html</a>
83	寒川町	家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置補助金	燃料電池	住宅用	個人	補助金	・自ら居住する住宅等に燃料電池システムを設置し、現に町内に住所を有する個人又は、町内に住所を有する見込みのある個人 ・町税を滞納していない者	1台当たり5万円 補助予定件数5件	環境経済部環境課 0467-74-1111	<a href="http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyoyozei/kankyo/kankyozei/inf/taiyoukou_sisutemu/1520408761140.html">http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyoyozei/kankyo/kankyozei/inf/taiyoukou_sisutemu/1520408761140.html</a>
84	寒川町	寒川町住宅リフォーム等建築工事推進助成事業	太陽光発電 蓄電池 その他	住宅用	個人	商品券交付	【対象者】 ・町に住居登録している者 ・申請者が対象住宅に居住していること ・町税等の滞納がないこと（対象住宅居住者全員） 【対象工事】 ・町内建築業者が請け負う対象工事費（税抜）が20万円以上の工事 ・電気設備工事（太陽光発電システムの設置、オール電化住宅工事、その他省エネ化改修工事などいずれも配線工事が伴うもの） ・その他リフォーム工事（床、壁、窓、天井、屋根、ガラス及びサッシ等の断熱改修工事など） ※本助成事業は住宅のリフォームを対象としており、その一部として上記に示す工事を対象としている	・住宅リフォームの対象工事費20万円（税抜）以上の工事に対して、対象工事の5%（千円未満切り捨て、上限6万円） ・同一の建築工事に対して町の他の助成制度を利用する場合は、助成不可 ・店舗併用住宅は、居住部分が対象（居住部分の面積を按分）	環境経済部産業振興課 0467-74-1111	<a href="http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/kurashi/jutaku/1364365039141.html">http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/kurashi/jutaku/1364365039141.html</a>
85	大磯町	大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金	太陽光発電 燃料電池 蓄電池 電気自動車充電器 見える化	住宅用	個人	補助金	町内において自ら居住する住宅に、HEMS機器と併せて、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車充電器のうち1つ以上の設備を設置する者に対し補助金を交付する。	・HEMS機器：上限1万円 ・住宅用太陽光発電システム：1万5千円/kW、上限5万2千円 ・家庭用燃料電池システム：上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限5万円 ・電気自動車充電器：上限5万円	産業環境部 環境課 0463-72-4438	<a href="http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/kankyouseisaku/201400618.html">http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/kankyouseisaku/201400618.html</a>
86	二宮町	二宮町中小企業金融対策資金	中小企業団体組織に関する法律第5条に明記する者であれば、業種、種類は問いません。	事業用	事業者	融資	・町内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる等一定の要件を満たしている方	①使途：運転、設備、運転設備併用 ②貸付金額：1,500万円 ③貸付利率：1.5%以内 ④貸付期間：7年（84ヶ月）以内	産業振興課 0463-71-5914	<a href="http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/shokokanko/shoukou/153119136879.html">http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/shokokanko/shoukou/153119136879.html</a>

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 (補助金額・限度額 償還方法・利率 など)	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
87	二宮町	二宮町中小企業金融対策資金 利子補助	中小企業団体 組織に関する 法律第5条に 明記する者で あれば、業種、 種類は問い ません。	事業用	事業者	利子補給	①町金融対策資金融資制度による 融資を受け、町内に事業所を有し、 1年以上継続して同一事業を営んで いる等一定の要件を満たしている方 ②日本政策金融公庫実施の小規模 事業者経営改善資金による融資を 受けている方	・当該年度4月～3月までの期間に 発生する返済利子に対し、25% を補助 ・補助期間：7年間 ①使途：運転・設備・併用 ②使途：運転・設備	産業振興課 0463-71-5914	<a href="http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/shokokanko/shoukou/1531191368579.html">http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/shokokanko/shoukou/1531191368579.html</a>
88	二宮町	二宮町中小企業 信用保証料補助	中小企業団体 組織に関する 法律第5条に 明記する者で あれば、業種、 種類は問い ません。	事業用	事業者	補助金	・県の中小企業に対する融資を 受けた方及び、町の中小企業及 び創業融資を受けた方で、県信 用保証協会の保証を受けた方に 対し、保証協会に支払った信用 保証料について補助	・町融資（創業融資含む） 支払った保証料の1/3相当額+ かつ2/3相当額について10万円 限度に補助 ・県融資（小規模事業者資金） 保証料払込額相当額について、 5万円を限度に補助	産業振興課 0463-71-5914	<a href="http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/shokokanko/shoukou/1531122003553.html">http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/shokokanko/shoukou/1531122003553.html</a>
89	二宮町	二宮町勤労者生活 資金融資	種類については 問いませんが、 詳細については 事前にお問合せ ください。	住宅用	個人用	融資	・勤労者で、町の住民基本台帳に記録さ れている者。または、町内に所在する事 業所に勤務している者	①使途：勤労者の生活向上改善に必要な 資金 ②貸付金額：200万円 ③貸付利率：町長と取扱金融機関が協 議して定める率 ④貸付期間：10年以内	産業振興課 0463-71-5914	<a href="http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/s03/1441761659666.html">http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/s03/1441761659666.html</a>
90	二宮町	二宮町勤労者住宅 資金利子補給	種類については 問いませんが、 詳細については 事前にお問合せ ください。	住宅用	個人用	利子補給	・融資契約時に町の住民基本台帳に記録 されている者で、自己が所有し、かつ自 ら居住する住宅を町内に新築・増改築又 は購入する者	・1月1日から12月31日までに支払った 利子に対し、融資の額（その額が、300 万円を超えるときは、これを300万円 とする。）に応じて別表に定める額の 範囲内とする。 ・補助期間：48月 ①使途：住宅資金	産業振興課 0463-71-5914	<a href="http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/shokokanko/s03/1551761715135.html">http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/sangyoshinko/shokokanko/s03/1551761715135.html</a>
91	中井町	中井町住宅用太陽 光発電システム設 置補助金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	・町内の自ら居住するための住宅に、申 請年度内にシステムの設置又は新築のシ ステム付きの住宅の購入が完了できる者 ・町税に滞納のない者 ・環境家計簿モニターに協力できる者	1kW当たり1.5万円 上限5.2万円	環境上下水道課 0465-81-3903	—
92	中井町	中井町住宅用蓄電 池設置補助金	蓄電池	住宅用	個人	補助金	・町内の自ら居住するための住宅に、申 請年度内に設置又は新築の蓄電池付き の住宅の購入が完了できる者 ・太陽光発電システムを設置している者 または同時に設置する者 ・町税に滞納のない者 ・環境家計簿モニターに協力できる者	定額5万円	環境上下水道課 0465-81-3903	—
93	中井町	中井町HEMS設 置費補助金	見える化	住宅用	個人	補助金	・町内の自ら居住するための住宅に、申 請年度内に設置又は新築のHEMS付 きの住宅の購入が完了できる者 ・町税に滞納のない者 ・環境家計簿モニターに協力できる者	定額1万円	環境上下水道課 0465-81-3903	—
94	大井町	大井町スマートエ ネルギー設備導入 費補助金	太陽光発電 見える化 蓄電池	住宅用	個人	補助金	・自ら居住する町内の住宅に対象設備を 設置した個人 ・自ら居住するために対象設備が設置さ れた町内の建売住宅を購入した個人	(太陽光発電) 1kW当たり1.1万円 上限3.7万円 補助予定件数30件 (HEMS) 定額1万円 補助予定件数 20件 (蓄電池) 定額5万円 補助予定件数 10件	生活環境課 0465-85-5010	<a href="https://www.town.oikawa.jp/soshiki/9/smartenergy.html">https://www.town.oikawa.jp/soshiki/9/smartenergy.html</a>
95	大井町	大井町電気自動車 等購入費補助金	電気自動車 その他（電動バ イク）	個人用	個人 事業者	補助金	・個人、法人（いずれも1年以上町内に 所在している者） ・町税等に滞納が無いこと。 ・町内に保管場所があること	電気自動車 定額5万円 補助予定件数3件 電動バイク 定額1万円 補助予定件数3件	生活環境課 0465-85-5010	<a href="https://www.town.oikawa.jp/soshiki/9/denikar.html">https://www.town.oikawa.jp/soshiki/9/denikar.html</a>
96	大井町	大井町電気自動車 用急速充電設備設 置費補助金	電気自動車充 電器（急速）	個人用	個人 事業者	補助金	・個人、法人（いずれも1年以上町内に 所在している者） ・町税等に滞納が無いこと。	電気自動車用急速充電設備（定格出力 10kw以上） 定額5万円 補助予定件数1件	生活環境課 0465-85-5010	<a href="https://www.town.oikawa.jp/soshiki/9/juden.html">https://www.town.oikawa.jp/soshiki/9/juden.html</a>
97	松田町	松田町電気自動車 購入費補助金	電気自動車	個人用	個人	補助金	・電気自動車等を購入しようとする、町 内に住所を有する個人 ・町税等に滞納が無いこと	電気自動車 定額10万円(3年間継続し て支給) 補助予定件数10件	環境上下水道課 0465-83-1227	—
98	松田町	薪ストーブ購入費 補助金	バイオマス熱利 用	個人用	個人 事業者	補助金	・薪ストーブを自ら居住する町内の住 宅又は事業所で暖房用として設置するも のであること。 ・購入する薪ストーブは新品であること ・町税等に滞納が無いこと	薪ストーブ 購入に係る経費の1/3上 限10万円 補助予定件数1件	環境上下水道課 0465-83-1227	—
99	松田町	スマートハウス整 備促進事業費補助	太陽光発電 見える化	住宅用	個人	補助金	・電灯契約を結んでいる個人であり、設 置する建物は、住居として使用されて いるものであること（店舗、事務所等との 兼用は可とする。） ・設置する建物が、補助金の交付を受け ようとする者（以下「申請者」とい う。）の所有物でない場合は、書面によ る所有者の設置承諾書を受けているこ と ・町税等に滞納がないこと。	太陽光発電1kW当たり1万円 上限5万円 補助予定件数5件 HEMS設置1万円 補助予定件数5件 家庭用燃料電池システム等 定額 50,000円 予定件数12件	環境上下水道課 0465-83-1227	—
			省エネ (ZEH、ZEH+、LCCM 住宅)	住宅用	個人	補助金	(1) ZEH等導入補助 町内に自ら居住するためのZEH、ZEH+、LCCM住宅を新築・改築する者で、国・県当該住宅に係る補助金の交付確定者	①ZEH 20万円/件 ②ZEH+又はLCCM ・EVとの連携要件を満たす 場合 35万円/件 ・その他 30万円/件		

事業NO	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率 など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
100	開成町	開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度	太陽光発電 太陽熱利用 見える化 燃料電池 蓄電池	住宅用	個人	補助金	(2) 既存住宅(築1年以上)に創エネ・省エネ・蓄エネ機器を設置する者への補助  自らが居住する町内の築1年以上の既存住宅に太陽熱利用システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用エネルギー管理システムのいずれか又は複数を設置する者	①太陽熱利用システム 強制循環型 5万円/件 ②太陽光発電システム ・県の0円ソーラー事業または共同購入事業で設置する場合 2万円/kw(上限8万円) ・その他 1.5万円/kw(上限6万円) ③家庭用燃料電池システム 5万円/件 ④定置用リチウムイオン蓄電池 5万円/件 ⑤HEMS ⑥エコハウス加算 ①～⑤のうち3件以上を同時に設置する場合に上乗せ補助 5万円	都市経済部 環境上下水道課 0465-84-0314	https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/506
			電気自動車 V2H	個人用	個人	補助金	(3) EV等を導入する者への補助  町内に1年以上在住する町民で、電気自動車又はV2Hを新たに購入する者	①EV普通車【車両本体価格200万円以上】 ・再生エネ100%の電気を自宅に導入する場合 20万円/台 ・その他 10万円/台 ②EV普通車【車両本体価格200万円未満】 ・再生エネ100%の電気を自宅に導入する場合 10万円/台 ・その他 5万円/台 ③小型EV(1～2人乗り) 5万円/台 ④可搬型V2H(EV普通車を既に所有している場合) ・再生エネ100%の電気を自宅に導入する場合 10万円/台 ・その他 5万円/台 ※小型EV所有者は対象外 ⑤可搬型V2H(EVと同時導入) ・EV普通車でかつ再生エネ100%の電気を自宅に導入する場合 15万円/台 ・上記以外のEV普通車 7万円/台 ・小型EV 5万円/台		
101	箱根町	電気自動車 軽自動車税の減免	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	税制	原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車のうち、電力を動力源とする電気自動車(小型特殊車両は除く)	軽自動車税の免除 免除期間 最初に登録した年度から3年間	総務部 税務課 0460-85-7750	http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/6,500,15,111,html
102	愛川町	スマートエネルギー設備導入費補助金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	自ら所有し居住する町内の住宅にスマートエネルギー設備を設置し、自ら電力会社と電力供給契約を締結しようとする個人	①太陽光発電システム 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値(キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。)に10,000円を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)とし、30,000円を上限 ②住宅用蓄電池システム住宅用蓄電池システム導入費の1/2:50,000円を上限 ③HEMS導入費の1/2:10,000円を上限 ④家庭用燃料電池システム 家庭用燃料電池システム導入費の1/2:50,000円を上限 ⑤太陽熱利用システム 太陽熱利用システムの導入費の1/2:30,000円を上限 ⑥太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールを公称最大出力値5.9キロワット以上設置した場合は、大容量加算として、20,000円	環境経済部環境課 046-285-2111	—
103	愛川町	環境配慮設備設置 奨励金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	企業誘致等に関する条例の適用を受け、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設(太陽光発電設備)を設置した場合に奨励金を交付	太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した場合、50万円を交付	環境経済部商工観光課 046-285-2111	—
104	愛川町	環境配慮設備設置 奨励金	その他	事業用	事業者	補助金	企業誘致等に関する条例の適用を受け、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設(太陽光発電設備)を設置した場合に奨励金を交付	①太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した場合、50万円を交付 ②置上緑化を設置した場合に補助金交付(3㎡以上、50万円を限度) ③置上緑化した面積1㎡あたり2万円乗じた額 ④置上緑化に要した費用の2分の1の額 ⇒①か②のいずれか低いほうの額	環境経済部商工観光課 046-285-2111	—
105	愛川町	環境配慮設備設置 事業補助金	①太陽光発電 ②その他	事業用	事業者	補助金	①町内で1年以上の事業実績を有し、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設(太陽光発電設備)を設置した場合に奨励金を交付 ②町内で1年以上の事業実績を有し、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設(太陽光発電設備)を設置した場合に奨励金を交付	①太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した場合、50万円を交付 ②置上緑化を設置した場合に補助金交付(3㎡以上、50万円を限度) 1.置上緑化した面積1㎡あたり2万円乗じた額 2.置上緑化に要した費用の2分の1の額 ⇒①か②のいずれか低いほうの額	環境経済部商工観光課 046-285-2111	—

事業 NO	団体 名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率 など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1)エネルギー等 の種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
106	清川 村	清川村地球温暖化 防止対策事業（住 宅用太陽光発電設 備設置）	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	村の区域内で、自ら居住の用に供する建 物に住宅用太陽光発電設備を設置しよう とする者	1kW当たり1.5万円 上限5万円 Na.106～109合計で7件	税務住民課 046-288-3849	https://www.town.kiyo kawa.kanagawa.jp/sosh iki/zeimujumin/2266.h tml
107	清川 村	清川村地球温暖化 防止対策事業（住 宅用太陽熱利用設 備設置）	太陽熱利用	住宅用	個人	補助金	村の区域内で、自ら居住の用に供する建 物に住宅用太陽熱利用設備を設置しよう とする者	設置費用の10% 上限5万円 Na.106～109合計で7件	税務住民課 046-288-3849	
108	清川 村	清川村地球温暖化 防止対策事業（木 質バイオマスス トープ設置）	バイオマス熱利 用	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	村の区域内で、自ら居住の用に供する建 物及び本店若しくは主たる事務所等に木 質バイオマスストーブを設置しようとし る者及び法人	上限5万円 Na.106～109合計で7件	税務住民課 046-288-3849	
109	清川 村	清川村地球温暖化 防止対策事業（電 気自動車等導入）	電気自動車 P H V	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	電気自動車等を導入（購入・リース）し ようとする、村内に住所を有する個人及 び村内に本店若しくは主たる事業所等を 有する事業所	個人5万円 事業所3万円 Na.106～109合計で7件	税務住民課 046-288-3849	
110	清川 村	住宅リフォーム助 成制度	その他	住宅用	個人	補助金	村内に1年以上居住し、自ら所有し、居 住する住宅を村内の施工業者を利用して リフォーム工事を行う者	工事金額5万円以上のものに対し、 ①工事金額10万円未満…1/2補助 ②工事金額10万円以上100万円未満… 1/2補助（上限10万円） ③工事金額100万円以上…10万円+（工 事金額-100万円）の1/2補助（上限20万 円）	産業観光課 046-288-3864	https://www.town.kiyo kawa.kanagawa.jp/sosh iki/sangyokanko/1653. html
111	湯河 原町	住宅リフォーム等 助成事業	その他	住宅用	個人	補助金	町内で自ら居住（店舗、事務所、倉庫等 が併用されている住宅の場合は、自ら居 住の用に供する部分に限る）する住宅又 はマンション等の共同住宅については、 その専有部分のリフォームを行う者	【対象工事費】工事費20万以上（消費 税除く） 【助成額】工事費の10%（上限10万 円）※住民登録なしの場合は、工事費 の5%（上限5万円）	地域政策課企画係 0465-63-2111	https://www.town.yuga wara.kanagawa.jp/life /sumai/p04172.html